

- ## 5 契約保証金

(総則)

(管理技術者)

(照査技術者)

2 照査技術者は、前条に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(業務工程表)

第4条 受注者は、契約締結後5日以内に業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第16条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。ただし、本業務の主たる部分は、再委託してはならない。

2 受注者は、前号の承諾を得る場合は、当該再委託の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

(委託業務の調査等)

第8条 発注者は、必要がある場合には、受注者に対して委託業務の処理状況につき調

査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第 9 条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第 10 条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、契約期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第 11 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とするものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第 12 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指示した期間内に補正を行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期間については前項を準用する。

(履行遅滞における違約金)

第 13 条 受注者の責めに帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は違約金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託金額に対して、延長日数に応じて年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(委託金額の支払)

第 14 条 受注者は、第 12 条第 2 項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(相殺)

第 15 条 発注者は、受注者から取得することができる金銭があるときは、受注者に対して支払うべき代金と相殺し、なお不足があるときは更に追徴するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に成果品について完成することができないとき。
- (2) この契約の成果品に契約不適合があるとき。
- (3) 受注者の責めに帰する事由により、成果品の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受注者の責めに帰する事由により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託金額から部分引渡しを受けた部分に相応する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(秘密の保持)

第 17 条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

（契約外の事項）

第 18 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 19 条 本契約に係る紛争についての管轄裁判所は大分地方裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和 年 月 日

発注者 別 府 市 別 府 市 長 長 野 恭 紘

⑨

受注者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

⑨

別記

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5条 受注者は、この契約による業務に関して発注者から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適正な管理のため、善良なる管理者の注意義務をもって必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(返却及び破棄)

第7条 受注者は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、又は本業務の

履行のために必要がなくなったときには、発注者の指示に従い、発注者から提供を受けた機密情報が記録された資料等及び発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は破棄するものとする。

なお、発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した資料等が電子文書又は電磁的記録による場合の返却及び破棄処分の方法に関しては、発注者と受注者とが協議の上決定することとする。

(文書等の取扱い)

第8条 受注者は、機密情報又は個人情報記録された紙文書及び電子媒体等の取扱いにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- (1) 保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては管理記録を整備すること
- (2) 保管・管理するためのシステムに対するアクセスを監視及び記録すること
- (3) 保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存すること
- (4) 更新履歴（削除した内容・追加入力した内容等）を確認できること
- (5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること
- (6) 取り扱うことのできる職員又は従業員等の履行補助者の範囲、作業責任区分等を明確にすること
- (7) 事故報告等緊急時の対応措置を明確にすること
- (8) バックアップを定期的に行い、機密文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと
- (9) 出力に必要な電子計算機、プログラム、通信関係装置、ディスプレイ、プリンタ等を備え付け、必要な場合には電子文書等をディスプレイの画面又は書面に出力することができるようにすること
- (10) 安全な輸送に必要な体制（輸送車の種別、必要とされる人員、警備体制等）を整備すること

2 受注者は、発注者の事前の書面による同意がある場合又は法令により提供を求められた場合（事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）を除き、機密情報又は個人情報を他の第三者に提供、公表及び配布をしてはならない。

(意見聴取)

第9条 発注者及び受注者は、法令（発注者の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第10条 受注者は、発注者が行う機密情報の提供は、受注者に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第11条 発注者及び受注者は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、発注者及び受注者は前項を適用しない。

(従事者への周知)

第12条 受注者は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護及び情報セキュリティの確保に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が処理する委託業務に係る機密情報及び個人情報の取扱い状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第14条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。